

定 款

一般社団法人 日本から台湾の世界遺産登録を応援する会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本から台湾の世界遺産登録を応援する会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

2 当法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、台湾の文化部文化資産局が定める歴史的価値の高い文化財及び優れた景観としての世界遺産候補地について、広報活動及び世界遺産登録の実現に向けての活動を実施することにより、台湾人民及び日本国民の文化交流を推進し、もって、文化交流の向上発展に寄与するとともに、国際親善に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、台湾の潜在的価値の研究・調査・宣伝広告
- 2、世界遺産登録制度に関する研究・調査
- 3、台湾及び日本の共同登録・拡大登録等の世界遺産登録に関する活動
- 4、その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社 員

(法人の会員)

第5条 当法人の会員は、以下の3種とし、正会員及び法人会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という）上の社員とし、以下、本定款に社員として記載する。

- 1、正会員 本会の目的に賛同して入会した個人

- 2、法人会員 本会の目的に賛同して入会した法人
- 3、エンジェルサポーター 前各号以外の者で当法人の事業を継続的に援助する個人

(会員の資格の取得)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定めた手続きに従って入会申込書又は電子申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 当法人の会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、理事会において別に定める規定により会費を支払わなければならない。

(会員の権利)

第8条 当法人の会員は、理事会において別に定める規定により、各会員に応じて、権利を有する。

(任意退社)

第9条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意に、いつでも自由に退社することができる。なお、エンジェル会員に関する任意退社事由は理事会において別に定める。

(除名)

第10条 社員が次のいずれか一つに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。なお、エンジェル会員に関する除名事由は理事会において別に定める。

- 1、定款その他の規則に違反したとき
- 2、当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 3、理事会の承認を得ずに、対価を取得する事業活動又は募金活動を行うこと
- 4、会員を強制勧誘すること
- 5、当法人の事業への参加を強要すること
- 6、政治的・宗教的中立性を損なう言動をすること
- 7、当法人の目的達成に無関係な宗教・ビジネス等に関する勧誘行為を行うこと
- 8、一般社会活動を営むうえで必要な人道的礼節を失した行動・公序良

- 俗に違反するような行為を行うこと
9、その他除名すべき正当な理由があるとき

(社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれか一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。なお、エンジェル会員に関する資格喪失事由は理事会において別に定める。

- 1、退社したとき
- 2、成年被後見人になったとき
- 3、第7条の支払義務を2年以上継続して履行しなかったとき
- 4、総社員が同意したとき
- 5、死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- 6、当法人が解散したとき

第4章 社員総会

(種別)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 1、社員の除名
- 2、理事及び監事の選任又は解任
- 3、理事及び監事の報酬等の額
- 4、毎事業年度における事業方針
- 5、貸借対照表及び損益計算書及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- 6、定款の変更
- 7、解散及び残余財産の処分
- 8、その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、次号に該当するに至った場合その他法令に別段の定めがある場合に開催する。

- 1、理事会の決議に基づき、招集の請求をしたとき

(招 集)

- 第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議 長)

- 第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。
- 2 社員総会の議長は、その命令に従わない者その他当該社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(議決権)

- 第18条 社員総会における議決権は、以下のとおりとする。
- 1、正会員 正会員毎に1個の議決権を有する。
 - 2、法人会員 法人会員毎に1個の議決権を有する。

(決 議)

- 第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 1、社員の除名
 - 2、監事の解任
 - 3、定款の変更
 - 4、解散
 - 5、その他法令で定められた事項
 - 3 社員総会に出席した社員の数には、代理人を出席させた社員及び議決権行使書を予め指定した期日までに提出した社員の議決権数を算入する。

(議事録)

- 第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印若しくは署名押

印又は、前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- 1、理事 3名以上
- 2、監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及び定款で定める規定により、当法人を代表して、その業務を執行する。
- 3 代表理事は、4カ月に2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。但し、役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）の総額を社員総会において定めた場合、その総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- 1、当法人の業務執行の決定
- 2、理事の職務の執行の監督
- 3、代表理事の選定及び解職
- 4、その他法令及び定款に定める事項

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、理事（決議について特別の利害関係を有する理事を除く）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項に

ついて議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録の作成等)

第32条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

(議事録の作成方法等)

第33条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

3 理事会の決議に参加した理事であつて第1項の議事録に異議をとめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

第7章 会計

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認

を受けなければならない。

- 1、事業報告
 - 2、事業報告の附属明細書
 - 3、貸借対照表
 - 4、損益計算書（正味財産増減計算書）
 - 5、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 委員会

（委員会の設置）

- 第37条 理事会の決議により、当法人に委員会を置くことができる。
- 2 委員会は、理事会の諮問に応じて調査審議し、答申する。
 - 3 委員会の委員は、社員の中から理事会において選任する。
 - 4 委員会の中に専門委員会を置くことができる。専門委員会の委員は、諮問事項につき学識経験を有する者の中から、理事会の決議により選任又は解任する。
 - 5 委員会は、理事1名を委員長とし、任期を1年とする。
 - 6 前項の委員長は、理事会において選定及び解職する。
 - 7 委員は無報酬とする。ただし第4項に定める専門委員に対し、理事会において別に定める規定により報酬を支給することができる。
 - 8 委員会の議事の運営の細則は、理事会において別に定める。

第9章 定款変更及び解散

（定款の変更）

- 第38条 定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

- 第39条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金・残余財産の非分配）

- 第40条 当法人の社員に対して、剰余金の分配又は残余財産の分配を与える旨の決議を行うことはできない。

(残余財産の帰属)

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人の目的と同一の事業を営む公益又は一般社団法人・財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

以下、第11章 附 則 省略